

## 許可等の確認が必要となる業種

以下の業種を営むお客さまが信用保証協会を利用する場合、適法に事業を行っていることの確認として、許可証等の写しをご提出いただきます（なお、以下の業種以外にも、法律、条例等により、許可証等の写しが必要となる場合があります）。

### 許可証等の写しのご提出が必要となる主な業種一覧

(2023年8月7日時点)

業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許可権者
食料品製造業	許可	食品衛生法（55条）	5年をくだらない期間	都道府県知事
食料品販売業				
飲食店				
建設業	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣(地方整備局長) ：2以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1の都道府県区域のみ
		※次のいずれかに該当する場合は、許可は不要となります。 ①建築一式工事にあたって1件あたりの請負金額が1,500万円未満の工事または延床面積150㎡未満の木造住宅工事を行うもの ②建築一式工事以外の建築工事のうち1件あたりの請負金額が500万円未満の工事を行うもの		
一般旅客自動車 運送事業 (乗合、乗用、貸切)	許可	道路運送法（4条）	—  (ただし、一般旅客自動車運送事業の許可のうち、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については、有効期間5年)	国土交通省
特定旅客自動車 運送事業		道路運送法（43条）		
一般貨物自動車 運送事業		貨物自動車運送事業法（3条）		
特定貨物自動車 運送事業		貨物自動車運送事業法（35条）		
自家用有償旅客 運送事業	登録	道路運送法（第79条）	2年または5年 (更新時2年3年 または3年)	国土交通省または 都道府県知事
旅館業	許可	旅館業法（3条）	—	都道府県知事
古物営業	許可	古物営業法（3条）	—	都道府県公安委員会
薬局	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第4条）	6年	都道府県知事
医薬品（体外診断用 医薬品を除く）・ 医薬部外品・化粧品 製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	5年または6年	厚生労働大臣または 都道府県知事

業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許可権者
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合を除く）	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年または6年	厚生労働大臣または都道府県知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業（製造工程のうち保管のみを行う場合に限る）	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条の2の2）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
医療機器・体外診断用医薬品製造業	登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）	5年	厚生労働大臣
再生医療等製品製造販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）	5年	厚生労働大臣または都道府県知事
再生医療等製品製造業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年	厚生労働大臣
医薬品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年	都道府県知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年	都道府県知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年	都道府県知事

業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許可権者
医療機器修理業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の2）	5年	厚生労働大臣
再生医療等製品販売業	許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の5）	6年	都道府県知事
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年 （更新時5年または7年）	都道府県知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）		
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年 （更新時5年）	厚生労働大臣
病院	許可	医療法（7条）	—	都道府県知事
診療所、助産所	許可 または 届出	医療法（7条、8条） 7条：医療法による登録を受けていない者・歯科医師でない者・助産師でない者が開業する時 →許可 8条：医師・歯科医師・助産師が開業する時 →届出	—	都道府県知事
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣（地方整備局長） ：2以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1の都道府県区域のみ
酒類製造業	免許	酒税法（7条）	—	税務署長
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—	都道府県知事
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業大臣（経済産業局長） ：2以上の都道府県区域 都道府県知事 ：1の都道府県区域のみ

業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許可権者
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (5条)	3年 (更新時5年)	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法 (3条)	—	都道府県知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法 (35条)	期限を付すことができる (概ね2年)	市町村長
興行場	許可	興行場法 (2条)	—	都道府県知事
浴場業	許可	公衆浴場法 (2条)	—	都道府県知事
測量業	登録	測量法 (55条)	5年	国土交通大臣
砂利採取業	登録	砂利採取法 (3条)	—	都道府県知事
採石業	登録	採石法 (32条)	—	都道府県知事
建築士事務所	登録	建築士法 (23条)	5年	都道府県知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律 (3条)	5年	経済産業大臣(経済産業局長) : 2以上の都道府県区域 都道府県知事 : 1の都道府県区域のみ
自動車特定整備事業	認証	道路運送車両法 (78条)	—	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (3条)	—	経済産業大臣 (経済産業局長)
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (12条の2)	—	
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律 (12条の9)	—	
住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法 (3条)	—	都道府県知事
接待飲食等営業	許可	風営法 (3条)	—	都道府県公安委員会
遊技場営業	許可	風営法 (3条)	—	都道府県公安委員会
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業を除く。)	登録	割賦販売法 (第31条)	—	経済産業大臣
包括信用購入あっせん業 (少額包括信用購入あっせん業に限る。)	登録	割賦販売法 (第35条の2の3)	—	経済産業大臣
クレジットカード番号等取扱契約締結事業	登録	割賦販売法 (第35条の17の2)	—	経済産業大臣

業 種	種類	根 拠 法	有効期間	許可権者
個別信用購入あっせん業	登録	割賦販売法（第35条の3の23）	3年	経済産業大臣
金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業	登録	金融商品取引法（第29条）	—	内閣総理大臣
適格機関投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（第63条）	—	内閣総理大臣
海外投資家等特例業務	届出	金融商品取引法（第63条の9）	—	内閣総理大臣
移行期間特例業務	届出	金融商品取引法（附則第3条の3）	—	内閣総理大臣
商品先物取引業	許可	商品先物取引法（第190条）	6年	経済産業大臣・農林水産大臣
商品投資顧問業	許可	商品投資に係る事業の規制に関する法律（第3条）	6年	経済産業大臣・農林水産大臣
特定店頭商品デリバティブ取引業	届出	商品先物取引法（第349条）	—	経済産業大臣・農林水産大臣
商品先物取引仲介業	登録	商品先物取引法（第240条の2）	6年	経済産業大臣・農林水産大臣
資金移動業	登録	資金決済に関する法律（第37条）	—	内閣総理大臣
自家型前払式支払手段発行業	届出	資金決済に関する法律（第5条）	—	内閣総理大臣
第三者型前払式支払手段発行業	登録	資金決済に関する法律（第7条）	—	内閣総理大臣
金融商品仲介業	登録	金融商品取引法（第66条）	—	内閣総理大臣
金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務に限る。）	登録	金融サービスの提供に関する法律（第12条）	—	内閣総理大臣

※事業所の所在が政令指定都市、中核市、特別区等の場合は権限委譲により許可権者が異なることがあります。